

令和5年度第6回筑西市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和5年9月11日（月）午後1時52分 から 午後3時38分

2、開催場所 筑西市役所 4階 研修室

3、出席委員（19人）

| | | | | |
|---|---|-----|-----|-----|
| 会 | 長 | 20番 | 水柿 | 重壽 |
| 委 | 員 | 2番 | 柴 | 保 |
| | | 3番 | 栗島 | 和子 |
| | | 4番 | 飯泉 | 孝 |
| | | 5番 | 寺内 | 美雄 |
| | | 6番 | 岩渕 | 進 |
| | | 7番 | 齊藤 | 秀樹 |
| | | 8番 | 稻見 | くに子 |
| | | 9番 | 國府田 | 喜久男 |
| | | 10番 | 秋山 | 員宏 |
| | | 11番 | 大林 | 富子 |
| | | 13番 | 齊藤 | 一弥 |
| | | 14番 | 宮崎 | 亨 |
| | | 15番 | 関口 | 均 |
| | | 16番 | 蓮沼 | 俊男 |
| | | 17番 | 宮山 | 繁治 |
| | | 18番 | 栗島 | 菊雄 |
| | | 21番 | 高島 | 敏男 |
| | | 24番 | 坂入 | 進 |

4、欠席委員

| | | | | |
|--|--|-----|-----|----|
| | | 12番 | 赤城 | 美子 |
| | | 19番 | 永井 | 尚子 |
| | | 22番 | 小野田 | 勝男 |
| | | 23番 | 瀬端 | 洋 |

5、議事日程

1、開会

2、議事録署名委員の指名

3、議案

- 議案第 31 号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第 32 号 農地法第4条の規定による許可について
- 議案第 33 号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第 34 号 現況確認証明（非農地証明）について
- 議案第 35 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の規定による農用地利用集積計画（一括方式）の決定について
- 議案第 36 号 筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書について

4、報告

- 報告第 33 号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について
- 報告第 34 号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- 報告第 35 号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

5、閉会

6、農業委員会事務局職員

| | |
|-----------------|-------|
| 事務局長 | 横田 実 |
| 農地調整課長 | 中澤 俊明 |
| 農地調整課庶務調整係 課長補佐 | 高島 満 |
| 農地調整課庶務調整係 係長 | 渡邊 静香 |
| 農地調整課庶務調整係 主任 | 板橋 淳也 |
| 農地調整課庶務調整係 主任 | 渡辺 光紀 |

7、会議の概要

議長

只今より、令和5年度第6回筑西市農業委員会定例総会を開会いたします。

只今の出席委員は、19名であります。よって定足数に達していますので会議は成立いたします。

なお、欠席の報告がありました委員は、12番 赤城委員、19番 永井委員、22番 小野田委員、23番 瀬端委員です。

会議書記に、農業委員会事務局の横田局長、中澤課長、高島補佐、渡邊係長、板橋主任、渡辺主任の諸君を指名いたします。

本日の日程は、お手元に配布したとおりであります。

なお、会期は、本日1日といたします。ご了承願います。

次に日程第2、議事録署名委員の指名を行います。

筑西市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、17番 宮山委員と18番 栗島菊雄委員、以上2名を本会議の議事録署名委員に指名いたします。

次に、日程第3、議案第31号「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長
板橋主任

それでは、板橋主任よりご説明を申し上げます。

それでは、ご説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。議案第31号、農地法第3条の規定による許可について、令和5年9月11日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号1番、2番は保留となります。

番号：3番、権利：所有権移転有償、所在：向上野字屋敷、登記簿地目：畑、現況地目：畑、面積：574 m²、譲渡人又は貸主：筑西市向上野、譲受人又は借主：筑西市寺上野、経営面積、渡人：8,531 m²、受人：54,056 m²、受人の労力総数及び稼働数、1、1。

4番、所有権移転有償、西方字西方、田、田、892 m²、外2筆、合計3筆、合計面積1,935 m²、水戸市上国井町、筑西市西方、577,717 m²、661,250.91 m²、4、4。

5番、所有権移転無償、蒔田字芦根、畑、畑、852 m²、栃木県宇都宮市今宮、筑西市樋口、852 m²、0 m²、1、1。

次のページをお願いします。

6番、所有権移転有償、飯島字村西、田、田、606 m²、外1筆、合計2筆、合計面積1,466 m²、筑西市飯島、筑西市飯島、0 m²、54,806.87 m²、2、2。

7番、所有権移転有償、伊讚美字下原、田、田、991 m²、外1筆、合計2筆、合計面積1,982 m²、筑西市飯島、筑西市飯島、7,167 m²、94,975 m²、2、2。

8番、所有権移転無償、鷺島字一ツ塚、畑、畑、380 m²、外2筆、合計3筆、合計面積2,697 m²、つくば市上大島、つくば市上大島、2,697 m²、2,697 m²、2、2。

9番から15番は保留となります。

16番、所有権移転無償、小栗字下小栗西、田、田、1,374 m²、外3筆、合計4筆、合計面積2,711 m²、筑西市小栗、筑西市小栗、11,053 m²、11,053 m²、4、2。

17番、所有権移転無償、小栗字下小栗東、田、田、1,371 m²、外2筆、合計3筆、合計面積5,527 m²、筑西市小栗、筑西市小栗、11,053 m²、11,053 m²、4、2。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を3番よりお願いします。

齊藤秀樹
委員

7番、齊藤です。

3番と8番についてご報告します。8月末に書類審査、その後電話にて確認しました。まず3番ですが、規模拡大の案件となります。狭い農地のために誰にも耕作してもらえなかったのですが、受人の法人から耕作するなら売買でどうだとの提案があり、売買となったそうです。続いて8番です。こちらは、親子間での贈与になりますので、問題ないと思われまます。3番と8番、両案件共、書類の不備もなく許可相当だと思われまますが、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議長

4番をお願いします。

関口均
委員

15番、関口です。

4番について説明いたします。先月28日、書類審査をし、その後、受人に電話で確認をいたしました。渡人が県の農林振興公社、受人は地域の担い手であり、大規模経営でありまして、何ら問題はありません。ゆえに当案件4番は、許可相当と思われまますが、皆様の更なるご審議をお願ひいたします。以上です。

議長

5番をお願いします。

坂入進
委員

24番、坂入です。

3条の5番、6番をご報告いたします。8月27日に書類審査を行い、後日、受人渡人に電話で確認いたしました。まず5番の案件であります。受人に確認をした後、渡人に何度電話をかけても通じないという状況でした。渡人に再度、確認をしました。渡人は一人暮らしであり、現在病院にいて、受人が全て任されたというようなことであります。次に6番の案件ですが、申請人両方に確認をし、特に問題はないと思われまますが、更なる皆様方の審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長

7番をお願いします。

高島敏男
委 員

21 番、高島です。

7 番の売買の件ですが、書類審査後、電話確認で確認をとりました。渡人は、農地を縮小したいと考えていたそうです。今回の土地は、受人の土地の隣で、現在耕作してもらっていたため、受人の方も快く受け入れてくれたそうです。書類の方にも不備は見られず許可相当と思われます。更なる審議の程、よろしくお願ひいたします。以上です。

議 長

16 番をお願いします。

秋山員宏
委 員

10 番、秋山が 16 番、17 番について報告いたします。

16 番と 17 番、渡人が同一でありますので、一緒に報告をしたいと思います。先月の 29 日に書類の確認をしております、受人とは会って、また渡人とも当日に会ってお話を聞きました。今回、親子間での所有権移転無償ということで、許可相当と思われますので、皆様方の更なるご審議をお願い申し上げます。以上です。

議 長

調査委員よりの報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 31 号を採決いたします。

議案第 31 号を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 31 号について原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第 32 号「農地法第 4 条の規定による許可について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長
板橋主任

それでは、同じく板橋主任よりご説明を申し上げます。

それでは、ご説明いたします。議案書 6 ページをご覧ください。議案第 32 号、農地法第 4 条の規定による許可について、令和 5 年 9 月 11 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号：1 番、所在：西方字金塚、登記簿地目：畑、現況地目：雑種地、面積：1996 m²の内 0.3 m²、申請人：筑西市西方、転用形態：一時転用、転用事由：営

農型太陽光発電設備、備考：許可日から3年間。

申請地は、茨城県立下館工業高等学校の北西側約1.8km、国道50号線の南側約500mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。申請者は、以前からパネル下部で榊を栽培する営農型太陽光発電設備をしており、今回一時転用の期間が終了したため更新のために申請するものです。なお、転用の期間は許可後3年間を計画しております。

2番、森添島字東宿、畑、宅地、565㎡、外1筆、合計2筆、合計面積606㎡、筑西市森添島、農業用倉庫。

申請地は、市立五所小学校の北東側約1.5km、真岡鉄道真岡線折本駅の西側約2.0kmに位置する広がりのある第1種農地です。申請者は、申請地付近で農業経営を行っている農家です。今般、農業用倉庫として使用していた土地が農地法の許可を取得していなかったことが判明したため、これを是正すべく申請するものです。なお、始末書が添付されております。

3番、小川字前原、畑、畑、202㎡の内43㎡、筑西市小川、駐車場。

申請地は、市立川島小学校の北西側約500m、JR水戸線川島駅の北東側約800mに位置するひろがりのある第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は申請地に隣接する土地に居住していますが、子供が自動車購入したため駐車場の敷地を確保すべく申請するものです。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を1番よりお願いします。

高島敏男
委員

ナンバー21番、高島です。

ナンバー1とナンバー3に対し報告いたします。ナンバー1の方は、営農型太陽光の発電施設なんですけど、ここは3年経って再更新手続きだそうです。下の方には、榊が植えられてありまして、あと3年位すれば収穫できるんじゃないかなというようなことを言っていました。また太陽光の方は、本人の設備ではあるのですが、メンテナンスを業者の方に依頼してあり、今回は、委任をされた業者の方からの申請です。次にナンバー3番ですが、依頼主の宅地の前の三角の土地なんですけど、三角の一部を駐車場にする案件です。三角形なので、三角の中央に3台分の申請なんですけど、残りが小さい2つの三角になってしまうんですね。この2つの三角はどうするんですかとお聞きしたところ、いずれは地目変更したいということをして言っていました。書類の方にも不備がなく許可相当と思われます。更なるご審議の程、宜しく願いいたします。以上です。

議長

2番をお願いします。

國府田
喜久男
委員

9番、國府田です。

28日に書類審査をして確かめました。私の住んで居る集落です。事務局の説明のありましたとおり、40年前位に、農地に農業用の倉庫を建ててしまったと。それを是正しまして、新たに建てるということです。この方の娘夫婦が、一生

懸命家族農業でいろいろな物を作っておりますので、どうしても倉庫が必要だということを知ってまいりました。許可相当だと思います。以上です。

議長 調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 32 号を採決いたします。

議案第 32 号は、30 a 以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 32 号は、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第 33 号「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。

それでは議案について、事務局より説明願います。

事務局長 それでは、渡辺主任よりご説明を申し上げます。

渡辺主任 それでは、説明させていただきます。議案書 8 ページをご覧ください。議案第 33 号、農地法第 5 条の規定による許可について、令和 5 年 9 月 11 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号 1 番、権利：所有権移転有償、所在：直井字直井、登記簿地目：田、現況地目：田、面積：856 m²、譲渡人又は貸主：筑西市横島、譲受人又は借主：大阪府大阪府中央区道修町、転用事由：太陽光発電設備。

申請地は、筑西消防本部の西側約 200m、筑西警察署の北側約 300m に位置する 500m 以内に病院、公共施設が 2 つあり、側道に上下水道が埋設してある第 3 種農地です。申請者は、市外に本店を置き太陽光発電事業を行う法人です。発電設備を設置するにあたり、安定した売電(ばいでん)収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。

2 番、所有権移転無償、赤浜字谷原道、畑、畑、496 m²、筑西市赤浜、つくば市みどりの東、自己住宅。

申請地は、市立上野小学校の西側約 1.3 km、国道 294 号線の東側約 2.6 km に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は現在、市外の借家にて生活しておりますが、将来の家族のこと

を考え自己住宅を建築すべく申請するものです。

3番、所有権移転無償、宮後字大井戸、畑、畑、446 m²、筑西市宮後、つくば市さくらの森、自己住宅。

申請地は、市立長讚小学校の北側約700m、県道石岡筑西線の南側約1.4kmに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できません。申請者は、現在、市外の借家にて生活しております。今回、結婚を機に自己住宅を建築すべく申請するものです。

4番、所有権移転有償、下平塚字向原、畑、畑、459 m²、外1筆、合計2筆、合計面積466.46 m²、千葉県習志野市香澄、他2名、筑西市玉戸、自己住宅。

申請地は、市立下館西中学校の北側約400m、下館総合体育館の南東側約1.2kmに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は現在、妻の実家にて生活しておりますが、子の成長に伴い手狭となったため自己住宅を建築すべく申請するものです。

次のページをお願いします。

5番、所有権移転無償、小川字前原、畑、畑、2.09 m²、外2筆、合計3筆、合計面積498.09 m²筑西市小川、筑西市小川、自己住宅。

申請地は、市立川島小学校の北西側約1.3km、JR水戸線川島駅の北側約1.4kmに位置する農業公共投資のされていない小集団の第2種農地です。候補地の検討がなされております。申請者は現在、実家にて生活しておりますが、子の成長に伴い手狭となったため自己住宅を建築すべく申請するものです。

6番、使用貸借権、森添島字東宿、畑、畑、303 m²、筑西市森添島、筑西市外塚、自己住宅。

申請地は、市立五所小学校の北東側約1.5km、真岡鉄道真岡線折本駅の西側約2.0kmに位置する広がりのある第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は現在、市内の借家にて生活しておりますが、子供が生まれ手狭となったため自己住宅を建築すべく申請するものです。

7番、所有権移転有償、折本字中山、畑、畑、991 m²、筑西市折本、広島県広島市西区楠木町、太陽光発電設備。

申請地は、真岡鉄道真岡線折本駅の北東側約200m、市立中小学校の北西側約300mに位置する300m以内に鉄道の駅がある第3種農地です。申請者は、市外に本店を置き太陽光発電事業を行う法人です。発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。

8番、所有権移転有償、西榎生字新谷東、畑、畑、467 m²、筑西市榎生、筑西市直井、自己住宅。

申請地は、市立下館南中学校の東側約1.0km、市立嘉田生崎小学校の北西側約2.0kmに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に六戸連担が確保できます。申請者は現在、市内の借家にて生活しておりますが、以前から自己住宅の建設を検討しており今回、条件にあった土地が見つかったため自己住宅を建築すべく申請するものです。

次のページをお願いします。

9番、所有権移転無償、小栗字御殿、田、雑種地、1,550 m²、外3筆、合計4

筆、合計面積 8,990 m²、筑西市小栗、筑西市小栗、豚舎。

申請地は、市立小栗小学校の南西側約 1.3 km、市立河間小学校の東側約 1.4 km に位置する農用区域内農地です。なお、市農政課より筑西農業振興地域整備計画における用途区分の変更通知が発出されております。申請者は、申請地で養豚業を経営しております。今般、贈与を行うにあたり、豚舎として使用していた土地が農地法の許可を取得していなかったことが判明したため、これを是正すべく申請するものです。なお、始末書が添付されております。こちらの案件は、3,000 m²以上になりますので諮問案件にかかるものです。

10 番、所有権移転無償、小栗字西前地、畑、雑種地、2,304 m²、外 6 筆、合計 7 筆、合計面積 8,425 m²、筑西市小栗、筑西市小栗、豚舎。

申請地は、市立小栗小学校の南西側約 1.3 km、市立河間小学校の東側約 1.7 km に位置する農用区域内農地です。なお、市農政課より筑西農業振興地域整備計画における用途区分の変更通知が発出されております。申請者は、申請地で養豚業を経営しております。今般、贈与を行うにあたり、豚舎として使用していた土地が農地法の許可を取得していなかったことが判明したため、これを是正すべく申請するものです。なお、始末書が添付されております。こちらの案件は、3,000 m²以上になりますので諮問案件にかかるものです。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を 1 番よりお願いします。

関口均
委員

15 番、関口です。

1 番について発表いたします。先月 28 日に書類審査、現地確認を行いました。現地の周りは住宅地であり、東側に工場らしき建物があり、その西側に 30 から 40 a 位の田んぼがありました。その一角の中ほどに現地があり、建物の所から西へ 2 ヶ所目が現地であり、東隣は既に太陽光発電用地に許可されているようです。後日、渡人受人双方に電話をして、提出された書類に間違いのないことを確認いたしました。よって当案件 1 番は、許可相当と思われませんが、更なる皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議長

2 番をお願いします。

齊藤秀樹
委員

7 番、齊藤が 2 番と 3 番を報告いたします。

まず 2 番についてですが、8 月末に書類確認、その後、現地確認、そして両方の家族の方に話しを聞きました。内容は、祖父から嫁に行ったお孫さんへの贈与となります。現地の状況は、新築住宅が何件か建てられていまして、こちらは実家からも近いとのことで、住宅を建てることにしたそうです。同行した委員さんたちと協議の結果、許可相当の案件になりましたが、更なる皆様のご審議、よろしく願いいたします。続きまして 3 番です。こちら 8 月末に書類確認と現地確認をし、双方に電話で確認しました。こちらは、親と子の間での贈与となります。実家の近くの現地に住宅を建てるとのことで、現地の状況

は集落の外れにある土地なのですが、周りは小さな家庭菜園と遊休農地、また住宅がありました。申請地も家庭菜園として利用されていました。こちらも同行した委員さんたちが許可相当であるとのことでしたが、更なる皆様のご審議、よろしくお願ひいたします。

議 長

4番をお願いします。

國府田
喜久男
委 員

9番、國府田です。

8月28日に書類審査の後、現場も確認し、電話確認いたしました。4番と5番と6番を報告します。5番の担当は瀬端委員なのですが、本日所用のため出席ができないとのことで、私に任されました。まず4番ですが、この件については、受人が住宅を建てる土地を探していたのですが、たまたまこの渡人の土地、この方々3人共に、住まいが千葉なんですよね。3分の1ずつ分けて持っていたそうです。千葉県なのでどうしようかと思っていたところ、この話がありまして、話がまとまったそうです。電話にて確認しましたが、4人とも喜んでいました。それから5番ですね。こちらの本人確認は、瀬端委員が行いました。この受人については、渡人は受人のおじいちゃん、祖父です。家族間での所有権移転無償の案件になりますので、問題ないだろうとの報告でしたので、私からお伝えさせていただきます。次に6番ですが、先程4条の案件でも出ました私と同じ集落の方です。渡人のお孫さんである受人が自己住宅を建てるという案件ですので、許可相当と思われます。3件共に許可相当と思われますので、更なる皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。以上です。

議 長

7番をお願いします。

大林富子
委 員

11番、大林です。

7番について報告いたします。先月28日に書類審査及び現地確認調査を行いました。現地は車1台がやっと通れる道路沿いにありまして、両隣、道の向かいにも住宅が建っている畑でした。後日、受人渡人それぞれに電話にて確認をしたところ、内容に間違いのないことでした。書類にも問題なく、この申請は許可相当と判断しますが、皆様の更なるご審議をお願ひいたします。以上です。

議 長

8番をお願いします。

坂入進
委 員

24番、坂入です。

5条の8番を報告します。8月28日に書類審査後、現地調査を行いました。書類には不備もなく、なお後日、双方に電話確認をいたしました。現地は、周りは住宅に囲まれておりまして、公共施設も近いということで、特に問題はないと思われませんが、更なる皆様方のご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長

8 番をお願いします。

秋山員宏
委 員

10 番、秋山が 9 番、10 番を報告いたします。

先月の 29 日、協和地区の農業委員、農地利用最適化推進員さんと書類の確認、また現地の調査を全員で行いました。今回の案件なんですけど、現在豚舎が建っている場所なんですけど、昔、昭和 60 年当時に一時転用で豚舎を建設したそうです。本来ならば一時転用の更新をしなければいけなかったんですけど、それをせずに現在まで至ったそうです。今回子供に贈与するにあたり、是正をすることとなり、また始末書も添付をされております。9 番と 10 番、受人は名前は違うんですけど、両方とも親子でありまして、今回許可相当かとは思われますが、更なる皆様のご審議の程、よろしく願いいたします。以上です。

議 長

調査委員の報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 33 号、受付番号 1 番から 8 番を採決いたします。

議案第 33 号、受付番号 1 番から 8 番は、30 a 以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとして、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 33 号、受付番号 1 番から 8 番は、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

続きまして、議案第 33 号、受付番号 9 番と 10 番を採決いたします。

議案第 33 号、受付番号 9 番と 10 番は、30 a を超える農地転用事案となります。

議案第 33 号、受付番号 9 番と 10 番を許可相当とすることに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 33 号、受付番号 9 番と 10 番は、原案どおり許可相当として農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取いたします。

次に、議案第 34 号「現況確認証明（非農地証明）について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長
渡辺主任

それでは、渡辺主任よりご説明申し上げます。

それでは、説明させていただきます。議案書 12 ページをご覧ください。議案第 34 号、現況確認証明(非農地証明)について、令和 5 年 9 月 11 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号 1 番、所在：川連字本須、登記簿地目：畑、現況地目：宅地、面積：29 m²、判定地目：宅地、現況：進入路、所有者：筑西市川連。

申請地は、県道筑西つくば線の南西側約 600m、市立嘉田生崎小学校の北東側約 900mに位置する土地です。平成 13 年には、農地ではないとして、航空写真を添付し証明願が出されております。

2 番、小川字本田、畑、山林原野、568 m²、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 1,271 m²、山林原野、山林、神奈川県川崎市幸区。

申請地は、市立川島小学校の北西側約 1.6 k m、市立下館西中学校の西側約 1.9 k mに位置する土地です。平成 10 年には、農地ではないとして、航空写真を添付し証明願が出されております。

3 番、成田字向阿らく、田、宅地、85 m²、宅地、工場敷地、筑西市成田。

申請地は県西総合公園の西側約 1.2 k m、市立養蚕小学校の東約 1.3 k mに位置する土地です。平成 13 年には、農地ではないとして、航空写真を添付し証明願が出されております。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を 1 番よりお願いします。

飯泉孝
委 員

4 番、飯泉です。

1 番と 3 番を報告いたします。先月 28 日に書類審査、又現地の確認を行いました。まず 1 番ですが、これは家への進入路の所ですね。この一部が畑となっております。道路に面した部分の僅かな所です。それと 3 番ですが、これも 85 m²と僅かですが、工場の建物の一部が掛かっているという状況でございます。いずれにしても 1 番、3 番共に 20 年以上すでに経っているということもあり、非農地証明発行に問題ないかと思われまます。皆様方の更なるご審議の程、お願い申し上げます。以上です。

議 長

2 番をお願いします。

國府田
喜久男
委 員

9 番、國府田です。

この案件についても瀬端委員が担当されましたが、欠席のため私が報告します。28 日に書類審査の後、現場を見てまいりました。本当に議案書のとおり、山林原野です。申請のとおり非農地そのものですので、非農地証明発行に問題

はないかと思われませんが、この後の活用について気になるところでもあります。以上です。

議長 調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 34 号を採決いたします。

議案第 34 号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員。よって議案第 34 号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、決しました。

次に、議案第 35 号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の規定による農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長 高島補佐 それでは、高島補佐よりご説明申し上げます。

議案第 35 号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の規定による農用地利用集積計画（一括方式）の決定について、令和 5 年 9 月 11 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

農用地利用集積計画・総括表について説明いたします。契約開始日が令和 5 年 10 月 1 日となります。現況地目は田、畑です。10 年以上のみとなります。筆数 30 筆、面積 54,813 m²。詳細につきましては、16 ページと 17 ページとなっております。詳細の朗読は省略させていただきます。以上でございます。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、議案 35 号について、ご質疑がありましたらお願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 35 号を採決いたします。

議案第 35 号は原案どおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律

の規定による農用地利用集積計画（一括方式）を決定することに、賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

挙手全員。よって、議案第 35 号は原案どおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の規定による農用地利用集積計画（一括方式）を決定することに、決しました。

次に、議案第 36 号「筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の交付について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長
高島補佐

それでは、高島補佐及び農政課伊澤主任よりご説明を申し上げます。

議案第 36 号、筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の交付について、令和 5 年 9 月 11 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。農政課 伊澤主任より説明いたします。

伊澤主任

経済部農政課の伊澤と申します。よろしくお願いたします。私の方から、議案第 36 号、筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書ということで説明させていただきます。お手元の資料に沿って説明させていただきます。変更の内容につきましては、お手元の総会資料の左上ホチキス止めの別紙の資料をご覧いただきたいのですが、大変申し訳ありません。資料の差し替えがございまして、資料の 1 ページの一覧の方が変更になっておりまして、差し替えの資料の方は、机に置かせていただいておりますので、ご確認いただければと思います。変更の内容につきましては、お手元の差し替えの 1 ページの一覧表を基に説明させていただきます。また、各申出内容の位置図等につきましては、ホチキス止めの資料の 2 ページ以降に掲載してございますので、必要に応じてご確認をお願いいたします。それでは上から順番に説明させていただきます。

1 番、笠間市飯田地内の事業計画者による小埞地内の畑、1,858 m²の内 499.99 m²での自己住宅を目的とした除外申出となります。

2 番、筑西市一本松地内の事業計画者による一本松地内の田、284 m²での駐車場を目的とした除外申出となります。

3 番、筑西市西石田地内の事業計画者による西石田地内の畑、1,092 m²の内 328.70 m²での農家住宅敷地拡張を目的とした除外申出となります。

4 番、筑西市関本上地内の事業計画者による関本上地内の畑、4,927 m²の内 178.95 m²での農家住宅敷地拡張を目的とした除外申出となります。

5 番、筑西市関本中地内の事業計画者による関本中地内の畑、274 m²での店舗を目的とした除外申出となります。

6 番、筑西市関本下地内の事業計画者による関本下地内の畑、計 755.88 m²の資材置場を目的とした除外申出となります。

7 番、筑西市関本下地内の事業計画者による関本下地内の畑、1,525 m²のうち

549.96㎡での自己住宅を目的とした除外申出となります。

8番、桜川市岩瀬地内の事業計画者による蓬田地内の畑、1,631㎡の内、496.63㎡での自己住宅を目的とした除外申出となります。

9番、筑西市門井地内の事業計画者による久地楽地内の畑、465㎡での自己住宅を目的とした除外申出となります。

以上、下館地区3件、関城地区4件、協和地区2件、合計9件の申出がありまして、田284㎡、畑3,549.11㎡、合計3,833.11㎡を農用地区域から除外する方向で検討しております。なお、本総会以前に茨城県及び土地改良区等の関係機関との事前調整を済ませておりまして、今回の農用地区域の変更(案)に対し、同意の見込みとの意見をいただいていることを申し添えさせていただきます。私からの説明は、以上となります。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

只今、事務局より説明がありましたが、ここで、農政企画審議会 栗島委員長より審議の報告をお願いします。

栗島菊雄
農政企画
審議会
委員長

18番、栗島です。

本日、午後1時15分より農政企画審議会を開催し、議案第36号筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の交付について協議、検討いたしました結果、事務局提案のとおりで異議のないことをご報告いたします。以上です。

議長

栗島委員長より農政企画審議会の報告がありました。
議案第36号について、ご質疑がありましたらお願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第36号を採決いたします。

議案第36号は原案どおり、筑西農業振興地域整備計画の変更について、同意の意見書を交付することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって、議案第36号は原案どおり、筑西農業振興地域整備計画の変更について、同意の意見書を交付することに、決しました。

次に、日程第4、報告第33号から第35号を、事務局より説明願います。

事務局長
中澤課長

それでは中澤課長よりご説明を申し上げます。

それでは、私からは報告第33号から報告第35号までを一括してご説明いた

します。

初めに 18 ページをお開き願います。報告第 33 号、農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による届出について、令和 5 年 9 月 11 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

届出件数は 3 件でございます。こちらは公益社団法人茨城県農林振興公社農地中間管理機構による農地売買等の特例事業により農地の権利を取得する所有権移転で、届出受理の専決処理を行ったものございます。

次に 20 ページをお願いいたします。報告第 34 号、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、令和 5 年 9 月 11 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

届出件数は 7 件でございます。こちらは市街化区域内における所有権移転等を伴う農地転用で、宅地分譲用地等の届出受理の専決処理を行ったものございます。

次に 23 ページをお願いいたします。報告第 35 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について、令和 5 年 9 月 11 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

こちらは合意解約の通知のありました件数、12 件でございます。詳細の説明は省略させていただきます。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長

只今、事務局より報告がありました。この件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

議案はこれで全て議了いたしました。

これにて令和 5 年度第 6 回筑西市農業委員会定例総会を閉会といたします。

総会会議の顛末を記録し、その公平なることを証して議長は議事録署名委員とともに署名する。

令和5年9月11日

議 長

署名委員

署名委員